

■有価証券関係

貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

(1) 売買目的有価証券

(単位：百万円)

種類	平成24年3月31日	平成25年3月31日
	当事業年度の損益に含まれた評価差額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	0	3

(2) 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	平成24年3月31日			平成25年3月31日		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,030	1,034	4	830	836	6
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	1,030	1,034	4	830	836	6
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	500	496	△ 3	100	98	△ 1
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	500	496	△ 3	100	98	△ 1
合計		1,530	1,530	0	930	935	5

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等

(単位：百万円)

種類	平成24年3月31日	平成25年3月31日
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	107	107
関連法人等株式	6	6
投資事業組合出資金	559	534
合計	672	648

(注) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものです。

(4) その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	平成24年3月31日			平成25年3月31日		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	19,904	7,310	12,593	26,303	9,942	16,361
	債券	417,908	408,690	9,217	438,513	426,736	11,776
	国債	87,485	85,257	2,227	66,508	64,721	1,786
	地方債	237,814	232,874	4,939	266,477	259,117	7,360
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	92,608	90,559	2,049	105,527	102,898	2,628
	その他	9,988	9,841	147	22,331	21,397	933
	小計	447,801	425,842	21,958	487,148	458,076	29,071
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	11,715	16,270	△ 4,554	8,404	10,635	△ 2,231
	債券	125,215	125,512	△ 297	68,524	68,651	△ 126
	国債	75,729	75,882	△ 153	61,760	61,822	△ 62
	地方債	41,103	41,220	△ 117	5,436	5,444	△ 8
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	8,381	8,408	△ 27	1,328	1,384	△ 55
	その他	36,105	39,397	△ 3,292	31,739	37,350	△ 5,611
	小計	173,035	181,179	△ 8,144	108,668	116,637	△ 7,969
合計		620,836	607,022	13,814	595,816	574,714	21,102

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

(単位：百万円)

種類	平成24年3月31日	平成25年3月31日
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
株式	1,697	1,378
その他	71	49
合計	1,768	1,427

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(5) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 該当ありません。

(6) 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位：百万円)

種類	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで			平成24年4月1日から平成25年3月31日まで		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	381	16	13	1,204	1,677	39
債券	179,828	2,348	460	476,886	2,659	2,576
国債	136,594	803	460	410,692	836	2,576
地方債	30,157	1,149	—	44,618	1,031	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	13,076	394	—	21,575	790	—
その他	11,887	184	1,212	22,035	280	817
合計	192,097	2,549	1,686	500,126	4,616	3,433

(7) 保有目的を変更した有価証券 該当ありません。

(8) 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前事業年度における減損処理額は686百万円（全て株式）、当事業年度における減損処理額は1,829百万円（全て株式）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりであります。

- (1) 期末日の時価が取得原価の50%以上下落した銘柄
- (2) 期末日の時価が取得原価の30%以上50%未満下落し、かつ下記ア、イ、ウのいずれかに該当する銘柄
 - ア 時価が過去2年間にわたり、常に簿価の70%以下である場合
 - イ 株式の発行会社が債務超過の状態にある場合
 - ウ 株式の発行会社が2期連続で損失を計上し、翌期も損失を計上すると予想される場合

■金銭の信託関係

(1) 運用目的の金銭の信託 (単位：百万円)

種類	平成24年3月31日		平成25年3月31日	
	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	479	—	479	—

(2) 満期保有目的の金銭の信託 該当ありません。

(3) その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外） (単位：百万円)

種類	平成24年3月31日					平成25年3月31日				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	61	61	—	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
 2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。